

(公 示 用)

令 和 8 年 度 施 行
業 務 説 明 書

業務名 : 令和8年度 厚別区冬みち地域連携事業補助業務

厚別区 土木部 維持管理課

業務名 令和8年度 厚別区冬みち地域連携事業補助業務

一金	内訳	業務委託料	円也
		業務価格	円
		消費税相当額	円

業 務 説 明

1 業務目的

本業務は、地域が抱える除排雪に関する課題の解決に向け、地域力を組み合わせて地域の実情に沿った各種取組を展開する「冬みち地域連携事業」のうち、小学生を対象とした雪体験授業の実施に係る補助を行うものである。

2 業務概要

小学生を対象とした雪体験授業の実施を補助するもの
札幌市厚別区内 市立小学校12校

3 履行期間

契約締結日から 令和9年2月26日まで

4 成果品

報告書(製本1部及び電子媒体1部)

5 仕様書

別添のとおり

令和 8 年度 厚別区冬みち地域連携事業補助業務 仕様書

1 業務目的

本業務は、地域が抱える除排雪に関する課題の解決に向け、地域力を組み合わせて地域の実情に沿った各種取組を展開する「冬みち地域連携事業」のうち、小学生を対象とした雪体験授業の実施に係る補助を行うものである。

雪体験授業とは、将来のまちづくりを担う子どもたちが札幌の雪対策や冬の暮らしに関心を持ち、除雪に対する意識が浸透するよう、小学生を対象に授業を行うものであり、市職員が除雪について説明する出前授業（従来型の出前講座の小学生版）に加えて、冬の暮らしに係る様々な体験学習を併せた総合学習である。今年度、区内 12 校で実施を予定している。

2 業務内容

(1) 雪体験授業の企画・準備

過年度成果等を参考に、体験学習メニューに応じた雪体験授業の企画立案及び資料作成等の準備を行う。（今年度実施予定のメニューは下記のとおりである。）

なお、このほかに出前授業、除雪機械試乗体験の実施も予定しているが、これらの企画立案及び資料作成等は本業務の対象外とする。

【実施予定の体験学習メニュー】

・密着！除雪センター24時（実施予定校：12校）

除雪センターの仕事を時間帯や役割分担別にクイズにし、児童がその役割になったつもりで回答することで、24時間開設の必要性や仕事内容、仕事の工夫等の理解を深める。

※実際の授業内容は、今後の各小学校との打合せの結果等による。

(2) 体験学習の実施

上記の体験学習メニューについて、実施日当日の準備、進行、片付け等を行う。人数は1回当たり1人を標準とする。

(3) 雪体験授業実施補助

雪体験授業全体の実施補助として、1回あたり3人の補助員を追加する。授業全体の写真・動画の撮影、質問等の記録のほか、体験学習の準備、片付け、札幌市雪対策広報キャラクター「ゆきだるマン」の着ぐるみ着用と着用者のサポート

を想定している。

3 実施日程等

現時点における雪体験授業の実施日程は下記のとおりであるが、今後の各小学校との打合せや気象状況、社会情勢等により変更となる可能性がある。

No.	日 程	校 時	学 年
1	11/4 (水)	3～4	4
2	11/10 (火)	3～4	4
3	11/12 (木)	3～4	4
4	11/17 (火)	3～4	4
5	11/19 (木)	3～4	4
6	11/20 (金)	3～4	4
7	11/24 (火)	3～4	4

No.	日 程	校 時	学 年
8	11/25 (水)	3～4	4
9	12/1 (火)	3～4	4
10	12/2 (水)	3～4	4
11	12/3 (木)	5～6	4
12	12/11 (金)	3～4	4

※連続した2校時で、出前授業・体験学習メニュー・除雪機械試乗体験の実施を基本とする。

4 成果の報告

授業の資料及び記録を取りまとめた報告書を作成する。報告書は製本1部及び電子媒体（DVD-R等）1部とする。

5 環境に配慮した業務履行

本業務を遂行するに当たっては、以下の事項に配慮すること。

- (1) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (2) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (5) 納品する電子媒体はDVD2～3枚程度になるよう、写真やビデオ撮影時の解像度等の調整を行うこと。

6 その他

- (1) 受託者は、本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩及び転用してはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (2) 本業務において写真やビデオの撮影をする際は個人を特定出来ないよう撮影を行うこと。また、意見や質問の記録を行う際も氏名等個人を特定出来る内容を記録しないこと。学校によってはスマートフォンなどの通信可能機器による写真・動画撮影を禁止している学校があるため、通信機能があるまたは通信機能がなくても誤解が生じる可能性がある撮影機器は使用しないこととする。
- (3) 本業務において制作したイラスト、キャラクター、マーク及び図表等の各種デザインを含む一切の著作権は本市に帰属するものとし、受託者は本業務の成果に対する著作権を本市に無償で譲渡するものとする。
- (4) 疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めのない事項については、本市との協議により定めるものとする。